

女性活躍推進法 行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間：2021年4月1日～2024年3月31日（3年間）

2. 目標と取組内容

目標 1：管理職に占める女性職員の割合を50%以上で維持する

<取組内容>

- 新入職員を対象とした研修を実施して
女性職員の育成に関する管理職研修等の取組について周知する
- 女性職員を対象とした、昇格意欲の喚起または管理職に必要なマネジメント能力等の向上のための研修を実施する

目標 2：計画期間内に、育児休業取得率を次の水準以上にする。

女性職員・・・取得率90%を維持する（現状は100%を達成）

男性職員・・・取得率35%以上にする（前期は32.2%）

<取組内容>

- 男性職員も育児休業を取得できることを周知、意識付けする
- 新入職員を対象とした研修を実施して
労働条件及び育児休業取得促進を周知する

2021年4月1日施行